

大阪市西区こどもサポート推進員会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市西区こどもサポート推進員会計年度任用職員（以下「こどもサポート推進員」という）について必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 「大阪市こどもサポートネット事業実施要綱」に定める、こどもと子育て世帯を総合的に支援するため、西区保健福祉課に、こどもサポート推進員を配置する。

2 こどもサポート推進員は、子育て支援担当課長（以下「区主管課長」という）の監督を受けて、主に以下の職務を遂行する。

- (1) 担当中学校区内の学校園等におけるスクリーニング会議Ⅱのアセスメントに参画する。
- (2) 区役所・保健福祉センターの関係部署及び区内関係機関と連携し、スクリーニング会議Ⅱにおけるアセスメント結果に基づく適切な支援につなぐ。なお、家庭訪問（アウトリーチ）が必要な場合は、学校園等と連携したうえで、保健福祉等の制度説明や必要な申請手続き等を支援する。
- (3) 適切な支援につなぐため、区内及び担当中学校区内の学校園等をはじめ、子育て支援に関する地域資源（インフォーマルな資源を含む）の状況を把握する。また、民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携し、地域における見守りや支援につなぐ。
- (4) 学校園等や関係機関、地域団体、NPO等に対し、こどもの貧困対策の推進に関する研修を実施する。また、こどもの居場所などの地域資源の開発につなげる相談支援を行う。
- (5) その他、こどもサポートネット事業に関する業務（庶務業務を含む）に従事する。

(任用)

第3条 会計年度任用職員の採用等に関する要綱第2条第1項第1号に定める要件を備えている者とは、次のとおりとする。

福祉施策の知識（支援内容・申請手続き等）及び区の福祉資源についての知識を有するもので、次のいずれかに該当する者

- (1) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者
- (2) 社会福祉主事として、2年以上の福祉事業等に従事した者
- (3) 自治体において、福祉関係業務または市民活動関係業務について2年以上の従事経験を有する者、もしくは同等の経験を有する者
- (4) 教育職員免許状を有し、2年以上の実務経験を有する者（講師等を含む）
- (5) 児童養護施設や母子生活支援施設等の社会的養護施設において、2年以上の相談支援業務に従事した者
- (6) 前各号に準ずるもの

2 会計年度任用職員の採用等に関する要綱第2条第2項の選考は、次により行うこととする。

(1)任用候補者登録

任用を希望するものは、筆記及び面接試験により選考することとし、選考結果をもって任用候補者として登録する。ただし、任用候補者として登録される期間は登録日の属す年度及び次年度9月末までとする。

(2)任用予定者

任用予定者は、任用候補者の中から客観的かつ総合的に選定する。

(任用期間)

第4条 こどもサポート推進員の任用期間は1年以内とし、任用期間の終了日は毎年3月31日とする。再度の任用を行う場合は、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案し、2回まで任用ができるものとする。

(勤務時間等)

第5条 勤務日数及び勤務時間等は下記のとおりとする。

(1)勤務日数

1日7時間30分の勤務時間で、週4日の勤務日

(2)勤務時間

A勤務 午前9時～午後5時15分

又は

B勤務 午前9時15分～午後5時30分

(3)休憩時間

45分

(4)休日

(ア)日曜日及び土曜日

(イ)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(ウ)12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(報酬等)

第6条 会計年度任用職員の報酬等は、下記のとおりとする。

(1)月額

採用されるまでの職歴等によって行政職給料表1級11号級から67号級までの範囲内で決定する。

(2)期末手当

6月、12月に支給する。

(3)報酬支払い時に、所得税及び健康保険料等を控除する。

(4)賃金締切日 毎月末日

- (5) 賃金支払日は毎月 17 日（1 月は 18 日）とするが、その日が土曜日にあたるときはその前日、日曜日及び祝日にあたるときはその翌日、日曜日でその翌日が祝日にあたるときはその前々日に支給する。
- 2 交通費は実費弁償とする。
 - 3 退職金その他の手当の支給はしない。
 - 4 休暇等は会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与する。

(実施細目)

第 7 条 この要綱の実施について必要な事項は、区長が定める

(附則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。